

「元気とやま！子育て応援企業」シンボルマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「元気とやま！子育て応援企業」登録制度実施要領の規定に基づき、「元気とやま！子育て応援企業」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定める。

(使用の届出)

第2条 シンボルマークを使用しようとする者は、「元気とやま！子育て応援企業」シンボルマーク使用届出書（様式第1号）を県に提出しなければならない。

届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。

2 シンボルマークのデータは、メールで提供するものとする。

(遵守事項)

第3条 シンボルマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た内容の範囲内でシンボルマークを使用すること。
- (2) シンボルマークのデザインは、別紙シンボルマークデザインマニュアルのとおりとすること。
- (3) シンボルマークをみだりに改変して使用してはならないこと。
- (4) シンボルマークの使用期間は、「元気とやま！子育て応援企業」登録期間とすること。
- (5) その他県が特に必要と認めること。

(使用の差止め)

第4条 県は、シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を差し止めることができる。

- (1) 第3条の遵守事項に反するとき。
- (2) 使用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用されると認められるとき。
- (3) 法令に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治活動、宗教的行事等に使用されるとき。
- (5) 県及び「元気とやま！子育て応援企業」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) その他シンボルマークの使用が適当でないと認めるとき。

2 県は、使用者が前項の規定によりシンボルマークの使用を差し止められ、これによって使用者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。